

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 9 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律  
第 50 号)の規定に基づき、職員を派遣することができる団体を追加するため、  
この案を提出する。

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めに基づき、当該団体の業務にその役割職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、本市の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要な団体として規則で定めるもの</u></p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。